

関島社会保険労務士事務所便り

2014年
6月号

社会保険労務士・行政書士
関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-5010

HP：<http://www.srseki.info>



花菖蒲

「子育て世帯臨時特例給付金」について

◆「子育て世帯臨時特例給付金」とは

これは、4月1日から消費税率が8%へと引き上げられたことに伴い、家計への影響が大きいとされる中・低所得者を対象に、負担軽減策として設けられた給付です。

住民税（市町村民税）非課税世帯が対象の「臨時福祉給付金」と、児童手当の受給世帯が対象の「子育て世帯臨時特例給付金」の2種類あり、合わせて国民の4分の1強の約3,670万人が支給対象とされています。

しかしながら、両方の要件を満たしていても受け取れるのはどちらか一方ですので、どちらも対象となる方は「臨時福祉給付金」だけを受け取ることとなります。そのため、「子育て世帯臨時特例給付金」の支給対象となるのは、約1,270万人とされています。

◆支給対象

今年1月時点で児童手当を受給している世帯が対象となります。つまり、中学3年生以下の子を持つ家庭です。給付額は、児童手当の額にかかわらず一律で子ども1人につき1万円とされ、1回限りの給付となります。

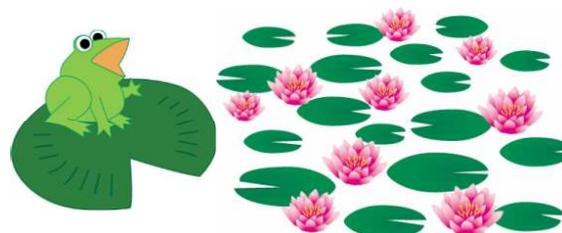
なお、子どもの人数と親の所得に応じて決まる「所得制限額」以上の所得があり、児童手当の支給額が5,000円の家庭は、今回の特例給付金の支給対象外とされます。

◆申請手続

原則として、支給対象者が、2014年1月1日時点の住所地の市区町村に対して支給申請を行うこととされています。

支給時期については各自治体の準備が整い次第支給することとされており、6月頃から受付を開始し、7月から9月にかけて口座振込みにより支給されるものとみられています。

なお、基準日以降に、支給対象者や対象児童の状況に変化が生じた場合の取扱いについては、検討中の部分もあるため、今後リリースされる情報にも注目する必要があります。



遺族厚生年金と「中高齢寡婦加算」

遺族厚生年金の年金額

遺族厚生年金は、遺族基礎年金に上乗せして支給される場合と、厚生年金保険の独自給付として支給される場合があります。

また、遺族厚生年金には被保険者の期間を最低 300 月として計算する場合と、実際の被保険者期間の月数で計算する場合があります、いずれか一方を選択します。

遺族基礎年金の上乗せ支給を受けることができる人は、死亡した者の配偶者で 18 歳到達年度末までにある子又は 20 歳未満の障害の状態にある子がいる場合、または、18 歳到達年度末迄にある等の子に限ら

れます。

中高齢寡婦加算とは

遺族厚生年金を受けられる妻が次のいずれかに該当するときは、40 才以後 65 歳になるまでの間、中高年齢寡婦加算として、579,700 円（H26.4～）支給されます。

- ①夫の死亡当時、40 才以上 65 歳未満で、18 歳到達年度末迄の子等がない場合
- ②子が 18 歳到達年度末に達しとき、妻の年齢が 40 才以上のとき

子のある妻が 受ける場合	夫死亡	子18歳年度末	妻65歳
	遺族厚生年金(報酬比例年金額の3/4)		中高齢寡婦加算(579,700円)
遺族基礎年金(772,800円) プラス子の加算			
子のない中高齢の 妻がうけるとき	夫死亡・妻40才以上		妻65歳
	遺族厚生年金(報酬比例年金額3/4)		
中高齢寡婦加算(579,700円)			

経過的寡婦加算とは

遺族厚生年金を受けている人が 65 歳に達すると遺族厚生年金と老齢基礎年金の二つの年金が支給されることになるため、中高年齢寡婦加算はなくなります。しかし、

昭和 61 年 3 月以前の任意加入期間が長かった人は、年金額が激減することになります。そのため昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの人には経過的寡婦加算が老齢基礎年金に加算して支給されます。

夫死亡・妻40才以上	妻65歳
遺族厚生年金(報酬比例年金額3/4)	経過的寡婦加算
中高齢寡婦加算(579,700円)	老齢基礎年金

経過的寡婦加算の年額(一部) (H26.4～の額)

生年月日	加算額	生年月日	加算額
大正15年4月2日～昭和02年4月1日	579,700円	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	116,000円
昭和02年4月2日～昭和03年4月1日	550,000円	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	96,700円
:		昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	77,400円
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	193,300円	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	58,100円
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	174,000円	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	38,700円
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	154,700円	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	19,400円
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	135,300円	昭和31年4月2日以後	—

労働保険の年度更新

◆労働保険の年度更新とは

今年も労働保険料（労災保険料及び雇用保険料）の年度更新の時期になりました。毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として保険料納付額を計算することになっています。

その額はすべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになります。

◆年度毎に概算で納付し清算する

労働保険では、保険年度ごとにまず概算で保険料を納付し、年度末に賃金総額が確定したあとに保険料を精算するという方法がとられています。

したがって、事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の二つの手続きが必要となり、これが「年度更新」の手続きです。

この年度更新の手続きは、毎年6月1日から7月10日までの間に行わなければなりません。手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき保険料・拠出金の10%）を課すことがあります。

◆年度更新の申告・納付先

事業主は、「労働保険概算・確定保険料・一般拠出金申告書」（以下「申告書」といいます。）を作成し、その申告書に保険料等を添えて、金融機関、所轄都道府県労働局及び労働基準監督署のいずれかに、6月1日

から7月10日までの間（土日祝日を除く）に提出する必要があります。申告書は、労働保険事務組合に委託している事業所を除き、あらかじめ労働保険番号、事業の所在地・名称、保険料率等が印書され、都道府県労働局から各事業主あてに送付されます。

◆年度更新の留意点

労働保険料の算定は、その事業で使用されるすべての労働者に支払った賃金総額に、その事業に応じて定められた保険料率を乗じて算定し、アスベスト健康被害救済の一般拠出金については平成26年4月1日より1000分の0.02になります。

- ① 労災保険はその事業に使用されるすべての労働者を対象とし、その保険料は支払った賃金の総額によって算出します。賞与や通勤費は勿論、アルバイトやパート労働者に支払った賃金を含みます。
- ② 雇用保険料は、雇用保険の被保険者に支払われた賃金により算出します。但し、保険年度の初日において64歳以上の被保険者については保険料が免除されます。また、被保険者負担分（一般事業0.5%、建設業0.6%）については、賃金を支払うごとに雇用保険料として給与から事前に控除しておきます。
- ③ 新年度の保険料見込み額（概算保険料）は、確定保険料を算出した前年度の賃金総額の2分の1以上2倍以下である場合は前年度の賃金総額を見込み額とします。
- ④ 建設業（2元適用事業）は労災保険料と雇用保険料の申告書をそれぞれ別個に作成することになっています。

主な業種の労災保険料率				雇用保険料率		
業種	保険料率	業種	保険料率		一般の事業	建設の事業
建築事業(新築)	13/1000	めっき業	7/1000	被保険者負担率	5/1000	6/1000
既設建築物設備工事業	14/1000	交通運輸業	4.5/1000	事業主負担率	8.5/1000	10.5/1000
機械装置の組立・据付	7.5/1000	清掃、火葬、屠畜	13/1000	計	13.5/1000	16.5/1000
その他の建設事業	19/1000	ビルメンテナンス業	5.5/1000			
食品製造業	6/1000	通信業・放送・出版業	2.5/1000			
繊維製品製造業	4/1000	卸売・小売・飲食・宿泊	3.5/1000			
印刷・製本業	3.5/1000	金融・保険・不動産業	2.5/1000			
金属製品製造業	10/1000	その他の各種事業	3/1000			

●75歳からの年金受給 86.9歳で同額に

公的年金の受給開始年齢を本人の選択で「75歳」まで繰り下げた場合、「65歳」から受給した場合と同額になるのは86.9歳であることが、厚生労働省の試算で明らかになった。現行制度では「70歳」までの繰下げが可能だが、田村厚生労働大臣はこれを75歳まで伸ばすことを検討すると発言していた。(5月29日)

●「解雇の金銭解決制度」導入見送りへ

厚生労働省は産業競争力会議において、解雇無効の判決が出た場合に金銭で解決を図る新制度の導入を見送る考えを明らかにした。これまで、同会議の民間議員が解雇の金銭解決制度導入の検討を厚生労働省に求めていた。(5月29日)

●「過労死防止法案」が衆議院を通過

過労死の防止対策を国の責務として定める「過労死等防止対策推進法案」が衆議院本会議において全会一致で可決され、今国会中に成立する見通しとなった。長時間労働などの影響による労働者の過労死やうつ病による過労自殺の防止が狙い。(5月27日)

●「高収入専門職は労働時間規制外」成長戦略

厚生労働省は、高収入の専門職を労働基準法の労働時間規制の対象から外す方針を、6月にまとめる「成長戦略」に盛り込む考えを示した。時間ではなく成果で評価する賃金の仕組みを取り入れて効率的な働き方を促進させるのが狙い。来年の通常国会に労働基準法改正案を提出したい考え。(5月23日)

●配偶者控除の見直しを提言 自民党

自民党は、妻が専業主婦やパート労働者である世帯の夫の所得税を軽減する現在の「配偶者控除」を見直し、夫婦単位の仕組みを検討することを明らかにした。少子高齢化による労働人口の減少を女性の就労促進により補う狙い。(5月21日)

●国民年金納付率が4年ぶりに60%台を回復

2013年度における国民年金保険料の納付率(2013年4月～2014年2月分)が60.2%(前年同期比2.0ポイント増)となり、4年ぶりに60%台を回復する見込みであることがわかった。景気回復で保険料を納める余裕が出てきた加入者と、低所得のため保険料免除が認められた未納者が増えたためとみられる。(5月21日)

●「医療介護総合推進法案」が衆議院を通過

介護保険利用者の自己負担の一部引上げなどを盛り込んだ「医療介護総合推進法案」が衆議院本会議で可決された。同法案は、一定の所得がある高齢者の介護保険の自己負担割合を、2015年8月から、現行の1割から2割に引き上げることなどが柱となっている。(5月16日)

●月60時間超の残業代5割増し 中小企業にも

政府は、月60時間超の残業代の割増率について、現在の25%から50%への引上げを義務付ける検討に入った。大企業と同水準として長時間労働を抑制する狙い。来年の通常国会に労働基準法の改正案を提出し、2016年4月からの適用を目指す。(5月10日)

●重量制限2倍以上の過積載は即告発へ

国土交通省は、重量制限の2倍を超える過積載を行った運送業者を即刻刑事告発することを発表した。これまでは是正指導を繰り返した場合に行っていたが、過積載が原因とみられる道路設備の老朽化を考慮して取締りを強化する。今年度中に実施の予定。(5月10日)

**●「紹介状なし」大病院受診
初診料全額自己負担に**

厚生労働省は、紹介状なしに患者が大病院で受診した場合に新たな負担金を求める制度を、2016年4月頃に導入する方針を示した。医師を高度な治療に専念しやすくするため、軽傷で大病院に行く患者を減らすのが狙い。来年の通常国会に関連法案の提出を目指す。(5月9日)